松江市告示第 220 号

松江市指定通所介護事業所等の設備を利用し夜間及び深夜に指定通所介護等以外のサービス を提供する場合の事業の人員、設備及び運営に関する要綱(令和元年松江市告示第 139 号)の 一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

松江市長 松浦正敬

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分を削る。

| 改正後 | 改正前 |
|-------------------------------|--|
| (別紙様式) | (別紙様式) |
| 指定通所介護事業所における宿泊サービスの実施に関する | 指定通所介護事業所における宿泊サービスの実施に関する 要更 届出書 休止・廃止・再開 |
| 略 | 略 |
| 法人所在地 届出者(開設者)名 称 代表者氏名 | 法人所在地 届出者(開設者)名 称 代表者氏名 <u>印</u> |
| 略 | 略 |

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、この告示による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、 当分の間、使用することができる。